

衛生管理規程

社会福祉法人
道南福祉ねっと

第1章 総則

(目的)

第1条 社会福祉法人道南福祉ねっと（以下「法人」という。）の安全衛生の管理活動を充実し、労働災害や衛生に係る事故等（以下「災害等」という。）を未然に防止するために必要な基本的事項を明らかにし、職員の安全と健康を確保するとともに快適な職場環境の形成を促進し、職務遂行を円滑化し、支援等の向上を図ることを目的とする。

(適用の基準)

第2条 法人の安全衛生管理に関しては、法令及び就業規則に定められているもののほかは、この規程の定めるところによる。

(法人及び職員の責務)

第3条 法人は、安全衛生管理体制を確立し、災害等を防止するために安全に徹し、必要な措置を積極的に推進する。

2 職員は、安全衛生に関する法令及び法人内諸規程を順守するとともに、法人の講ずる諸措置に積極的に協力し、災害等の防止に努めなければならない。

(主管)

第4条 この規程の主管を総務課とする。

第2章 安全衛生管理体制

(安全衛生管理責任)

第5条 安全衛生管理は、法人組織における管理者が、その責任においてこれを行うことを基本とする。

(総括安全衛生管理者)

第6条 労働安全衛生法(以下「法」という。)第10条の総括安全衛生管理者は、原則として理事長とし、総合施設長（以下「総施設長」という。）がその任に当たる。

2 総施設長は、別に総括安全衛生管理者を選任することができる。

3 総括安全衛生管理者は次の事項を総括実施する。

- (1) 安全衛生に関する方針の表明に関する事項
- (2) 法人全般の安全衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善に関する事項
- (3) 法人における安全衛生関係規程の決定
- (4) 法人における安全衛生点検及び職員の安全衛生教育訓練の実施計画の決定と推進
- (5) 安全衛生に関する法定管理者の選任
- (6) 法人における安全衛生表彰などの決定
- (7) 職員の危険または健康障害を防止するための措置に関する事項
- (8) リスクアセスメントの実施と必要な措置に関する事項
- (9) 健康診断の実施その他健康の保持増進に関する事項
- (10) 労働災害の原因調査及び再発防止対策に関する事項
- (11) その他、法人における安全衛生管理推進に関する事項

(総括安全衛生管理者の代理者)

第7条 労働安全衛生規則第3条の総括安全衛生管理者の代理者は、原則として施設長とする。

(衛生管理者)

第8条 法第12条の衛生管理者は、法令に定める資格を有する者のうちから総施設長が選任する。

(衛生管理者の職務内容)

第9条 衛生管理者は総括安全衛生管理者の業務を補佐して次の業務を行う。

- (1) 安全衛生管理計画の立案及びその実施、評価、改善のとりまとめ
- (2) 施設管理者に対する安全衛生管理事項に関する適切な進言と支援
- (3) 施設・機器などの設置時の安全衛生面のチェック（リスクアセスメントと必要な措置を含む）
- (4) 安全衛生関係規程及び安全衛生チェック基準などの立案
- (5) 安全衛生に関する官庁への申請・届出及び報告
- (6) 安全衛生に関する情報などの管理と法人内に対する広報
- (7) 安全衛生計画、訓練の立案と実施
- (8) 安全衛生の巡視の実施
- (9) 災害等の原因調査と再発防止対策の推進
- (10) 過重業務対策・メンタルヘルス対策に関すること
- (11) その他、安全衛生管理推進に関する事項

(管理職等)

第10条 管理職等は、総括安全衛生管理者業務を補佐し、安全衛生担当者などを掌握指揮し、担当部門全体の安全衛生に関する次の事項を総括実施する。

- (1) 施設内安全衛生管理実施計画の決定・推進
- (2) 施設・機器などの設置時及び新材料等導入時の安全衛生面の検討
- (3) 設備・機器及び職場環境の改善・整備
- (4) 安全衛生関係法令及び法人内諸規程などの順守指導と確認
- (5) 施設内の安全衛生点検の実施
- (6) 施設内の安全衛生懇談会の実施
- (7) 災害の原因調査及び再発防止対策の推進
- (8) 安全衛生教育訓練の実施
- (9) その他、施設内の安全衛生管理推進に関する事項

(職員等)

第11条 職員等は次に定める事項を順守し、積極的に安全衛生に協力しなければならない。

- (1) 安全衛生関係法令、法人内諸規程などの順守
- (2) 始業に当り、設備・機器及び職場環境などに関する定められた安全衛生点検の実施
- (3) 安全衛生教育訓練及び安全衛生懇談会などへの参加
- (4) 安全衛生面の改善提案の提出
- (5) 安全衛生相互注意運動その他職場が実施する安全衛生管理推進活動に対する積極的な参加・協力

(産業医)

第12条 法第13条の産業医は、法令の定めるところにより理事長が選任し、産業医は次に定める

事項を実施する。

- (1) 健康診断及び面接指導の実施及びその結果に基づく健康保持増進措置
- (2) 職場環境の維持管理
- (3) 職場の管理及び健康管理
- (4) 健康教育、健康相談、その他健康増進措置
- (5) 衛生教育
- (6) 健康障害の原因調査と再発予防のための措置
- (7) 前各号につき、総括安全衛生管理者などに対する勧告及び指導
- (8) その他必要な衛生管理及び健康管理に関する事項

(職場安全及び職場衛生推進員)

第13条 職場ごとに、全員による輪番制による安全及び衛生推進員をおき、自主的に職場内の巡回や朝礼(終礼)の司会をさせ、従業員の安全衛生モラルの高揚を図り、安全・衛生の確保に努める。

第3章 職務権限

(権限)

第14条 総括安全衛生管理者は、各安全衛生担当者に対して各条に定めるもののほか担当分野の安全衛生に関する職務を遂行できる権限を与えるものとする。

(職責)

第15条 各安全衛生担当者は、各条に定めるもののほか、担当分野の安全衛生に関する職務を遂行できる責任を有する者とする。

第4章 会議

(衛生委員会)

第16条 総施長は、法令の定めるところにより、衛生委員会を設置する。

2 衛生委員会規程については、別に定める。

(課安全衛生会議)

第17条 総務課長は、定例又は必要に応じて部下の係長以上を召集して、課内の安全衛生管理事項を審議して、これを決定する。

第5章 安全衛生教育

(安全衛生教育訓練の実施)

第18条 法人は、安全衛生に関する知識及び技能を習得させることによって災害防止及び衛生の確保に努めるため、次の教育訓練を実施する。

- (1) 雇入れ、職務内容変更時教育
- (2) 監督者安全衛生教育
- (3) 免許取得、技能教育、特別教育
- (4) 前各号のほか、必要と認める教育

2 安全衛生教育の実施については、主として総務課が中心となり、これを行い、必要に応じて各課が協力・支援する。

3 課の安全衛生教育訓練については、課長の責任権限において行うこととし、必要に応じて衛生管理者はこれに協力する。

(参加義務)

第19条 職員は、法人の行う安全衛生教育に積極的に参加し、災害防止及び衛生の確保に努めなければならない。

第6章 日常安全衛生管理

(防災・救急用具等)

第20条 管理監督者は、防災・救急用具の適正使用・維持管理について、指導・教育を行うとともにその改善に努める。

(順守義務)

第21条 職員は、定められた基準に従い、常に衛生等の確保に努めなければならない。

(整理整頓)

第22条 管理監督者は、常に職場の整理整頓について管理・監督し、職員は自主的にこれに努め、職場を整然とした状態に維持する。

(環境の整備)

第23条 管理監督者は、職員が就業する建設物等について、通路、床面、照明、保温、防湿、休養、避難及び清潔に必要な措置、その他、職員の健康、風紀保持のための必要な措置を講ずる。

(伝染病、食中毒防止の措置)

第24条 産業医及び衛生管理者は、伝染病・食中毒防止上、必要と認めたときは関係施設、飲食物について必要な措置を講ずる。

2 管理監督者は、職員及び同居人の中から伝染病及び食中毒患者またはその疑いのある者が発生した場合は、直ちに産業医、衛生管理者に通報する。

第7章 災害等が発生した場合の措置

(被災者の救護)

第25条 災害等が発生した場合、現認者並びに周辺に居合わせた者は直ちに被災者を救助することを第一とする。

2 災害等に係る法人のマニュアルに従うことを原則とする。

3 現認者は、次いで被災者の所属長及び総務課に報告・通報する。

4 被災者の生命に関わるような重大災害等の発生については、総務課は直ちに所轄の労働基準監督署、所轄警察署、関係行政へ通報する。

5 災害等発生現場の管理監督者は、事後調査を容易にするために、現場保存に努める。

(災害の調査及び対策)

第26条 災害等が発生した場合、衛生管理者は、すみやかに災害等原因を究明し、類似災害等の防止に努める。

(災害調査報告の作成)

第27条 当該管理監督者は、発生した災害等に関し、災害等事故調査後、すみやかに報告書を作成し、所属長経由で総務課に提出する。

2 災害等に係る法定の届出は、総務課において行う。

(類似災害等の防止)

第28条 総務課長は、法人内において参考になると認められる災害等については、その発生状況、原因、対策、その他必要事項を法人内に周知する。

2 管理監督者は、前項の災害等を参考にして類似災害等を防止するための必要な措置を講ずる。

(事故への準用)

第29条 被災者がなくとも、条件により人身災害等を起こす恐れのある事故が発生した場合は、前条に準じて検討会を開き、事故報告書を作成して総務課へ提出する。

第8章 表彰及び懲戒

(表 彰)

第30条 法人の安全衛生活動推進の一環として、衛生委員会の推薦により表彰を行うことがある。

(懲 戒)

第31条 この規定及び基準を順守しないことにより、重大な災害等を発生させたときは懲戒に処することがある。

附 則

施行年月日 平成 27年 4月 1日